広島県告示第八百六十一号

平成十七年広島県告示第千三百号（広島県港湾施設管理条例の規定により知事が指定管理者に管理させる港湾施設）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月二十九日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前

一　（略）

港湾名	港湾施設	港湾施設の名称	位置
広島港	（略）	（略）	（略）
	荷さばき施設		
	（略）	（略）	（略）
		廿日市木材製品七号上屋	（略）
		廿日市木材製品八号上屋	（略）
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正後

一　（略）

港湾名	港湾施設	港湾施設の名称	位置
広島港	（略）	（略）	（略）
	荷さばき施設		
	（略）	（略）	（略）
		廿日市木材製品七号上屋	（略）
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）